

組合員各位

令和 2 年 11 月 吉日

小田原電設業協同組合
理事長 田中 義明

「生活総合保険制度」のご案内

日頃は組合事業にご協力いただきありがとうございます。

2019 年度より取扱開始された「全日電工連 生活総合保険制度」のご案内を致します。組合員皆様の暮らしを守り、サポートする保険です。割安な保険料と安心の補償を実現しておりますので、是非ともご検討くださいますようお願い致します。

記

<生活総合保険制度について>

「個人賠償責任補償」「所得補償」「介護補償」「がん補償」の 4 つの補償で構成されており、役員・正規従業員の個々で申し込みが必要です。

個人賠償責任補償・・偶然な事故により他人にケガを負わせた、他人の物を壊して損害を与えた場合(法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合)に保険金をお支払いいたします。※同じ補償の保険にご加入の場合、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。

所得補償・・病気やケガで働けなくなった場合、復職するまでの期間、保険金(10 万円もしくは 20 万円/月)をお支払いいたします。※てん補期間 2 年間 免責期間 4 日間

介護補償・・東京海上日動所定の要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護 2 用)の認定を受け、その状態が 90 日を超えて継続した場合に保険金(一時金 300 万円)をお支払いいたします。

がん補償・・がんと診断確定されたとき*1、入院の有無に係わらず保険金(一時金 100 万円)をお支払いいたします。*1 新規加入の場合、90 日の待機期間があります。

※裏面もご覧ください

○加入対象者

個人賠償責任補償・組合員企業にお勤めの役員・正規従業員とその家族

所得補償……………組合員企業にお勤めの役員・正規従業員
(※契約始期日時点の年齢で満15歳以上63歳以下)

介護補償……………組合員企業にお勤めの役員・正規従業員および配偶者
同居の親族(※契約始期日時点の年齢で満20歳以上74歳以下)

がん補償……………組合員企業にお勤めの役員・正規従業員および配偶者
同居の親族(※契約始期日時点の年齢で満15歳以上70歳以下)

*詳細につきましては、同封のパフレットにてご確認ください。
加入について、ご不明な点は組合までご連絡ください。

申込書の提出期限は、令和2年12月4日(金)です。

お手数ですが、組合事務所迄お持ちいただくか、郵送願います。

ご不明な点は、組合事務局までご連絡ください。

保険料は令和3年1月8日(金)に口座振替させていただきます

以上